

議第6号

高山市債権管理条例について

高山市債権管理条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

債権管理の一層の適正化を図るため制定しようとする。

## 高山市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする市の権利（以下「市の債権」という。）の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その適正な管理を図ることを目的とする。

### (他の法令等との関係)

第2条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長の責務)

第3条 市長は、この条例及び法令等の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

### (債権台帳の整備)

第4条 市長は、市の債権に関する事務を適正に管理するため、規則で定めるところにより、台帳を整備しなければならない。

### (督促)

第5条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

### (強制執行等)

第6条 市長は、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定により強制執行等の措置をとらなければならない。

### (債権の放棄)

第7条 市長は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の債権及びこれに関し既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権についてその責任を免れたとき。
- (3) 令第171条の2に規定する強制執行等の措置又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、当該市の債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日か

ら規則で定める期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、当該市の債権について履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。

(6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用及び当該市の債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。

(7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずると認められる者であり、当該市の債権について履行の見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。